

第三十五号議案

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第七号）の一部を次のように改正する。
第二条の表六の項中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この項において「旧法」という。）を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）」、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下この項において「省令」という。）」、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第 号。以下この項において「条例」という。）及び法の施行のための規則」に、「もの。」を「もの」に改め、同項イ中「旧法第八条第一項」を「法第十二条第一項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「許可及び」を「許可、」に改め、「付加」の下に「及び同条第四項の規定による宅地造成等に関する工事の許可に係る公表」を加え、同項ロ中「旧法第十条第二項」を「法第十四条第二項」に、「許可又は」を「許可証の交付又は」に改め、同項ハ中「旧法第十一条」を「法第十五条第一項」に改め、同項ニ中「旧法第十二条第一項」を「法第十六条第一項」に、「及び」を「並びに」に、「旧法第八条第三項」を「法第十二条第三項」に改め、「付加」の下に「及び同条第四項の規定による工事の計画の変更の許可に係る公表」を加え、同項ホ中「旧法第十二条第三項」を「法第十六条第三項」に、「旧法第十条第二項」を「法第十四条第二項」に、「許可又は」を「許可証の交付又は」に改め、同項ヘ中「旧法第十二条第三項」を「法第十六条第三項」に、「旧法第十一条」を「法第十五条第一項」に改め、同項ト中「旧法第十三条第一項」を

「法第十七条第一項」に、「検査及び」を「検査、」に改め、「交付」の下に「、同条第四項の規定による土石の除却の確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付」を加え、同項ヲ中「旧法第十九条」を「法第二十五条」に改め、同項中ヲをヨとし、同項ヲ中「旧法第十八条第一項」を「法第二十四条第一項」に改め、同項中ヲをカとし、同項ル中「旧法第十七条」を「法第二十三条第一項及び第二項」に、「改善命令等」を「改善命令」に改め、同項中ルをワとし、同項又中「旧法第十六条第二項」を「法第二十二條第二項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同項中又をヲとし、同項リ中「旧法第十五条」を「法第二十一条第一項、第三項及び第四項」に改め、「受理」の下に「並びに同条第二項の規定による工事の届出に係る公表」を加え、同項中リをルとし、同項チ中「旧法第十四条」を「法第二十条第一項から第四項まで」に、「監督処分等」を「監督処分」に改め、同項中チをヌとし、トの次に次のように加える。

チ 法第十八条第一項の規定による特定工程に係る工事完了の検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付

リ 法第十九条第一項の規定による知事に報告すべき定期の報告書の受理

第二条の表六の項ヨの次に次のように加える。

タ 省令第八十八条の規定による証明書の発行及び交付

レ 条例第四条第二項の規定による特定工程の通知、同条第三項の規定による書面の受理、同条第四項の規定による特定工程の指定及び同条第五項の規定による特定工程の指定の通知

ソ 条例第五条第一項の規定による盛土規制法調書（以下この項において「調書」という。）の調製及び保管、同条第二項の規定による調書への登録並びに同条第三項の規定による調書の閲覧及び写しの交付に関する事務

ツ イからソまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

第二条の表七の項口中「建築主事」の下に「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加え、同項ハ中「又は第二項」を「、第二項又は第七項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同表八の項イ中「又は第二項」を「、第二項又は第七項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同表九の項中「八王子市」の下に「及び町田市」を加え、同項の次に次のように加える。

九の二 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

町田市

イ 法第七条第二項の規定による代執行

ロ 法第七条第三項の規定による除却その他必要な措置及び費用の徴収

ハ 法第七条第四項の規定によるはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の除却

ニ 法第八条第一項の規定による屋外広告物又はこれを掲出する物件（以下この項において「広告物等」という。）の保管

ホ 法第八条第二項の規定による公示

ヘ 法第八条第三項の規定による広告物等の価額の評価、売却及び売却代金の保管

ト 法第八条第四項の規定による広告物等の廃棄

チ 法第八条第六項の規定による除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用の請求

第二条の表十の項中「又は第二項」を「、第二項又は第七項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同表十一の項、十二の項、十四の項及び十五の項中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同表二十九の四の項中「指導」を「援助」に改め、同表三十三の項トからヌまでの規定中「国分寺市」の下に「、国立市」を、「東大和市」の下に「、武蔵村山市」を加える。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の表六の項の改正規定及び次項の規定は宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第 号）の施行の日から、同表九の項の改正規定及び同表に九の二の項を加える改正規定は同年十月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定（第二条の表六の項の改正規定に限る。）の施行の際、現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるこ

ととされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文の許可（改正法附則第二条第一項に規定する経過措置期間の経過前にされた都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を含む。）を受けている者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、この条例による改正前の市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表六の項の規定の例による。

（提案理由）

市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。